

《国民健康保険税の状況》

【国民健康保険の課税】

世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主です。

区分	所得割率	均等割	課税限度額	対象
医療保険分	6.3%	30,000円	65万円	全加入者 (0～74歳)
後期高齢者支援金分	1.4%	11,000円	22万円	
介護保険分	1.3%	12,000円	17万円	40～64歳

・所得割額とは、前年総所得金額等から基礎控除額^{※1}を控除し、所得割率を乗じた額です。

(※1 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円、2,400万円を超える場合は金額に応じて減少または適用されません。)

・均等割額とは、一人当たりの均等割に加入者数を乗じた額です。

・所得割額と均等割額の合計が課税限度額を超える場合は、課税限度額が保険税額になります。

◇所得の少ない世帯は負担が軽減されます

世帯の所得金額^{※2}が一定額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	年度	軽減判定基準額の算出方法
7割	令和5年度	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和4年度	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
5割	令和5年度	基礎控除額(43万円) + (29万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和4年度	基礎控除額(43万円) + (28.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
2割	令和5年度	基礎控除額(43万円) + (53.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和4年度	基礎控除額(43万円) + (52万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)

※2 所得金額とは、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の前年総所得金額等を合計した金額です。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))を受ける方のことです。これらに該当する方が世帯にいない場合、(給与所得者等の数 - 1)はゼロとして計算します。

【納付の方法】

◇特別徴収(年金からの天引き)

納付回数：年6回(年金の支払い月)

◇普通徴収(納付書や口座振替での納付)

納付回数：年8回(7月末から翌年2月末までの8回)

【当初課税基本資料】

6月末現在

		令和4年度	令和5年度	増減	
被保険者数	一般	2,924	2,757	△167	
	退職	0	0	0	
総所得金額(千円)		1,631,556	1,453,432	△178,124	
調定額(千円)		247,244	208,412	△38,832	
世帯数	特徴	584	629	45	
	普徴	現金	696	698	2
		口座	742	701	△41
	合計※1	2,022	2,028	6	

※1：併徴者を含んでいるため、二重で計上している世帯があります。

【国民健康保険税の減免】

《令和4年度申請分》

- ・減免申請件数 15世帯
- ・減免決定件数 15世帯
- ・減免額 459,200円

内訳

新型コロナウイルス感染症

- ・減免申請件数 2世帯
- ・減免決定件数 2世帯
- ・減免額 162,900円

大雨

- ・減免申請件数 5世帯
- ・減免決定件数 5世帯
- ・減免額 121,600円

旧被扶養者

- ・減免申請件数 8世帯
- ・減免決定件数 8世帯
- ・減免額 174,700円